

名古屋市公報	令和 5年 8月23日 第216号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人

目次 ページ

告 示

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について（環境・地域環境対策課）（第421号） 2
- 有料公園施設の無料公開について（緑土・緑地管理課）（第422号） 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について（環境・地域環境対策課）（第423号） 4
- 建築協定の認可（住都・建築指導課）（第424号） 5

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会臨時会の開催について（第20号） 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告（経済・地域商業課） 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告（経済・地域商業課） 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告（経済・地域商業課） 16
- 令和 5年度障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告（人事・任用課） 19
- 農業委員会総会の開催公告（農業委員会） 32

名古屋市告示第 421号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡
散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
令第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染され
ており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 5年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定する区域
名古屋市中区錦一丁目 211番 2の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置
地下水汚染の拡散の防止

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 422号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 5年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

有料公園施設の名称	無料公開日
東山公園動植物園 東山公園展望塔 白鳥公園白鳥庭園 徳川園庭園	令和 5年10月22日（日）
名城公園名古屋城	令和 5年10月21日（土） 令和 5年10月22日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 423号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 5年 8月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区昭和町 8番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

セレン及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 424 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 5 年 8 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

桐林地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区桐林町 1 丁目 5 番 2 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第20号

教育委員会臨時会の開催について

令和5年8月23日午前10時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和5年8月16日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 協議題

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（事務局案）について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	S K E I L 合同会社	代表社員 小田切 雄 吾	東京都港区 六本木 4丁 目10番11号	—	—	—	令和 5年 2月 28日
2	アモーレパ シフィック ジャパン(株)	代表取締役 李 相穆	東京都渋谷 区広尾 1丁 目13番 7号	—	—	—	令和 5年 1月 29日
3	(株)20 s D e s i g n	代表取締役 茂木 洋路	東京都渋谷 区渋谷 2丁 目19番15号	—	—	—	令和 5年 2月 26日
4	(株)P L A T I N O	代表取締役 小野田 豊	東京都渋谷 区神宮前四 丁目29番 1 号	—	—	—	令和 5年 2月 28日

5	(株)エルベン	代表取締役 中西 理紗	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目28番8号	—	—	—	令和5年1月29日
6	(株)クオリア	代表取締役 浪波 誠	札幌市中央区南三条西三丁目4番地2号	—	—	—	令和5年2月28日
7	(株)スワンキス	代表取締役 丸山 聡	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目18番3号	—	—	—	令和5年1月9日
8	(株)ディドゥル ディドゥル	代表取締役 塩谷 優太	東京都西東京市下保谷4丁目1番4号	—	—	—	令和5年1月29日
9	(株)ヒーロー インターナ ショナル	代表取締役 高橋 秀彰	東京都港区南青山五丁目2番1号	—	—	—	令和5年2月26日
10	(株)ファイブ ・フォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目38番12号	—	—	—	令和5年2月26日
11	(株)フォーシ ーズン	代表取締役 大橋 理恵	名古屋市中川区万場五丁目1605番地1	—	—	—	令和5年2月28日
12	(株)ミルゲ ート	代表取締役 乗松 薫	名古屋市中区大須二丁目23番36号	—	—	—	令和5年1月29日
13	(株)和心	代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	—	—	—	令和4年11月30日
14	シンクイノ ベーション (株)	代表取締役 三輪 直之	名古屋市中区栄一丁目29番27号	—	—	—	令和5年2月28日
15	(有)フュー チュラ	代表取締役 清水 宏明	群馬県渋川市渋川46番1号	—	—	—	令和5年2月28日
16	(株)スプレ マシー P P	代表取締役 猪子 顕	兵庫県明石市太寺四丁目15番8号	—	—	—	令和5年2月26日

17	河合 エミ	—	名古屋市南区 上 浜 町 305番地の 1	—	—	—	令和 5年 4月 21日
18	—	—	—	(株)エース	代表取締役 八木 富美	兵庫県伊丹 市中央 4丁 目 6番24号	令和 4年 11月 19日
19	—	—	—	(株)ダブルエ ー	代表取締役 肖 俊偉	東京都渋谷 区恵比寿 1 丁目20番18 号	令和 5年 4月 21日
20	—	—	—	(株)ラウンド アバウト	代表取締役 品川 正幸	大阪市中央 区西心斎橋 1丁目 6番 21号	令和 5年 4月 28日
21	—	—	—	(株)K T h i n g S	代表取締役 塩谷 哲也	東京都中央 区日本橋堀 留町 1丁目 7番 7号	令和 5年 4月 7日
22	—	—	—	(株)U p F i e l d s	代表取締役 上田 太郎	東京都渋谷 区代々木 1 丁目25番 5 号	令和 5年 3月 1日
23	—	—	—	(株)キデイラ ンド	代表取締役 間宵 薫	東京都渋谷 区神宮前 6 丁目 1番 9 号	令和 4年 12月 3日
24	—	—	—	(株)プラグイ ンク	代表取締役 築山 由雄	東京都目黒 区青葉台 2 丁目21番13 号	令和 4年 12月 3日
25	—	—	—	(株)G O R I ' Z	代表取締役 小松 勇三	東京都港区 六本木 2丁 目 2番 4号	令和 5年 4月 28日
26	—	—	—	(株)カバラ	代表取締役 永井 翼	東京都千代 田区外神田 3丁目 8番 15号	令和 5年 4月 28日
27	—	—	—	(株)V I N T A L E	代表取締役 佐々木 拓 馬	横浜市緑区 霧が丘 5丁 目13番32号	令和 5年 4月 28日
28	—	—	—	(株)E t e r n o	代表取締役 河合 エミ	名古屋市南 区 上 浜 町 305番地の 1	令和 5年 4月 22日

29	A I L E S T O K Y O (株)	代表取締役 遠藤 龍太 郎	東京都渋谷 区渋谷 1丁 目 2番10号	(株)アールラ ボ	代表取締役 新野 正夫	東京都渋谷 区神宮前 2 丁目33番16 号	令和 5年 2月 28日
30	(株)志風音	代表取締役 西村 健太	東京都中央 区日本橋馬 喰町 1丁目 8番 4号	(株)S H I F F O N	変更なし	変更なし	令和 5年 4月 1日
31	F o o t L o c k e r a t m o s J a p a n 合同 会社	代表社員 本明 秀文	東京都八王 子市元八王 子町三丁目 2750番地の 713	変更なし	代表取締役 ウィリアム ・スコット ・マーティ ン	東京都渋谷 区神宮前 2 丁目31番 1 号	令和 5年 1月 31日
32	(株)エドワイ ン直営店	代表取締役 林 史郎	東京都荒川 区東日暮里 三丁目27番 6号	変更なし	代表取締役 小谷 建夫	東京都品川 区上大崎 2 丁目24番 9 号	令和 5年 2月 28日
33	(株)Q R C	代表取締役 由井 具規	神戸市中央 区北長狭通 2丁目31番 69号	変更なし	代表取締役 由井 聡光	変更なし	令和 5年 2月 28日
34	(株)ヌーヴ・ エイ	代表取締役 松崎 充広	東京都港区 西麻布二丁 目24番11号	変更なし	代表取締役 田代 寛	変更なし	令和 5年 2月 28日
35	(株)ワコール	代表取締役 伊東 知康	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	変更なし	代表取締役 安原 弘展	変更なし	令和 4年 12月 1日
36	(株)アニメイ ト	代表取締役 高橋 竜	東京都豊島 区東池袋三 丁目 2番 1 号	変更なし	代表取締役 藤樹 潤	変更なし	令和 5年 2月 28日
37	(株)A i	代表取締役 伊藤 哲郎	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	変更なし	代表取締役 太田 和憲	変更なし	令和 5年 2月 28日
38	(株)R A V I J O U R	代表取締役 服部 稔	東京都渋谷 区広尾 3丁 目12番36号	変更なし	変更なし	東京都目黒 区上目黒 1 丁目 3番 7 号	令和 5年 2月 28日
39	(株)A G E L E S S	代表取締役 植田 拓也	福岡市早良 区賀茂一丁 目42番22号	変更なし	変更なし	滋賀県大津 市皇子が丘 1丁目11番 28号	令和 5年 1月 29日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.17までの小売業者については、退店のため
- (2) No.18からNo.28までの小売業者については、入店のため
- (3) No.29の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (4) No.30の小売業者については、名称変更のため
- (5) No.31及びNo.32の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No.33からNo.37までの小売業者については、代表者変更のため
- (7) No.38及びNo.39の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 7月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月15日から同年12月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス木場店

名古屋市港区木場町 6番37 ほか 1筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 4月 8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,389平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

56台

(2) 駐輪場の収容台数

22台

(3) 荷さばき施設の面積

40.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 5年 8月 7日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月15日から同年12月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中日ビル

名古屋市中区栄四丁目 101番 ほか 7筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
中部日本ビル ディング(株)	代表取締役 井戸 義郎	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 4月 5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,734平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

78台

(2) 駐輪場の収容台数

225台

(3) 荷さばき施設の面積

320平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

230.1立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 6時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 5時30分から午前 0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
地下 2階荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 5年 8月 4日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月15日から同年12月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 5 年度障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

令和 5 年 8 月 15 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴 木 典 行



令和5年度

障害者を対象とした名古屋市職員採用選考案内

令和5年8月15日

名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】申込方法は5～6ページ参照

● インターネット申込 8月17日(木)から9月4日(月)までの申込完了分有効

● 郵送申込 8月17日(木)から9月4日(月)までの消印有効

この選考は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

TOPIC

▶ 【行政A】の名称を【行政】に変更します。(試験内容は変わりません。)

● 募集内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政	5名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など

- (注) 1 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。
- 2 本選考で採用された方は、簡易な事務補助などではなく、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。(勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。)

<お問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



● 受験資格

次の(1)から(4)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 昭和53年（1978年）4月2日から平成18年（2006年）4月1日までに生まれた方
- (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方
なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要です。
- ア 身体障害者手帳
 - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等）
 - ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - エ 精神障害者保健福祉手帳

(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 本市職員ではない方

本市職員である人は受験できません。ただし、上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験できます。

● **試験の日程等** (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	8月17日(木)～9月4日(月)
受験票発送	9月27日(水)
受験教室のお知らせ	10月13日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	10月15日(日) 着席 午前9時00分 終了予定 午後0時15分頃 試験当日は、障害者手帳等（2ページの受験資格(2)を証明するもの）の原本を必ずお持ちください。 ・第1次試験会場は、市内の大学を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、4ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である作文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	10月25日(水)
第2次試験（面接試験）	11月11日(土)
第2次試験合格者発表	11月22日(水)
第3次試験（面接試験）	12月2日(土)
最終合格者発表	12月13日(水)

＜合格者発表について＞

- ・合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月30日(月)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者通知及び最終結果通知

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で11月28日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

＜面接の日程について＞

- ・第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- ・試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

● 試験方法

(1) 合格者の決定方法

- ・ 各段階の合格者は、第1次試験以降の全ての得点を合計して決定します。
- ・ 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文又は点字印刷文による出題です。
- ・ 活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ **13 ポイント(この大きさ)程度**です。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (85分)	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる試験（択一式） ＜25 問全問必須解答＞ 【出題分野】 知識分野（社会科学《時事問題を含む》、人文科学、自然科学） 知能分野（文章理解、判断推理等） 同日に実施する作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は採点しません。	200点
第2次試験	面接試験	職務への適性及び事務の遂行能力をみる試験	300点
第3次試験	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第3次試験で行います。	200点
	面接試験	職務への適性及び事務の遂行能力をみる試験	300点

(注)1 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

2 面接試験では、就労支援機関等の職員の同席を認めます。詳細は、第1次試験合格者通知でお知らせします。

● 試験時に必要な個別の配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場で配慮を希望する方は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。(9ページの「記入要領」◎参照)

原則として日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場合に限ります。

また、身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方に限り、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを使用することができます。音声パソコンの使用を希望される場合は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。詳細については、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

なお、点字器、拡大鏡、補聴器、音声パソコン又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自お持ちいただくことになります。

● 申込手続

土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。

(1) インターネットによる申込

利用環境	インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/)」をご覧ください。	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	8月17日（木）から9月4日（月）までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込方法	① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya)にアクセスしてください。 ② キーワード検索で、「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」と検索してください。 ③ 順次画面の指示に従って申込をしてください。 	
受験票等の交付 9/27～	受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名	・ 9月27日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） ・ 9月29日（金）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 10/15	受験票及び写真票兼承諾書を提示	・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。



(2) 郵送による申込

提出書類	9ページの「記入要領」に従い、次の2点を整えてください。 ① 受験申込書（本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙） ② 返信用封筒（長形3号の封筒の表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、 <u>84円切手</u> を貼ったもの）
提出期間	8月17日（木）から9月4日（月）までの消印のあるものが有効です。 ・ 書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に9ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	・ 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・ 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課（住所記入不要）
受験票等交付手順	① 9月27日（水）以降に受験票、写真票兼承諾書を郵送します。 ② 10月2日（月）までに届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。 ③ <u>写真票兼承諾書は、必ず写真を貼付し</u> 、申込内容を確認のうえ署名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。

● 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方は至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

● 合格から採用まで

- (1) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (2) 採用は、原則として令和6年4月です。
- (3) 合格者の給与等の基準は、**高校卒**として採用されます。
- (4) 受験資格がないことや、受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

● 主な勤務条件

(令和5年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります。)

(1) 初任給の例

採用時の年齢 及び職務経験年数	18 歳 高校新規卒業	25 歳 職務経験 7 年	35 歳 職務経験 17 年	45 歳 職務経験 27 年
初任給例	174,570 円	219,650 円	247,595 円	270,135 円

(注) 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合並びに学校卒業後の経歴及び職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。ただし、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（4.40月分）などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1 日あたり 7 時間45分、1 週あたり 38時間45分です。週休日は週に 2 日です。

● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。日程変更等がある場合は、**公式Twitter及び公式LINE**によりお知らせします。

(Twitterのフォロー・LINEの登録は 10 ページ「情報コーナー」をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

● 令和 4 年度実施結果

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

試験区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
行政 A	1 0 4	6	1 7 . 3

● その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定

められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、「名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示」の規程を準用します。申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

(3) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験会場予定地

ア 第1次試験会場

市内の大学を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

イ 第2次試験及び第3次試験会場

中土木事務所ビル職員研修室を予定しています。受験会場は第1次試験合格者通知及び第2次試験合格者通知でお知らせしますので、必ず各自で通知を確認してください。

- 試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

令和5年度 障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書 記入要領

- ※ 印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、この採用選考の受験を無効とします。

① 受験番号	・ 記入しないでください。
② 氏名	・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
③ 生年月日	・ 生年月日を記入してください。
④ 住所(送付先)	・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。
⑤ 連絡先	・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。 ・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。
⑥ 手帳等記載事項	・ 交付機関名、交付年月日等を手帳等の記載どおりに記入してください。
⑦ 試験成績の通知	・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。該当する箇所にチェックしてください。
⑧ 筆記・面接 試験における配慮	・ 申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。 ・ 日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：日常生活用具の給付）でご確認ください。 (https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html) ・ 事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。
記載内容の確認	・ 記入事項をすべて確認し、各項目の□にチェックしたうえ、氏名と確認月日を忘れずに記入してください。

＜情報コーナー＞

◆ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。
ぜひご覧ください！



◆ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。



◆ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。
フォローをお待ちしております！



◆ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録
してください。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できま
せん。



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

令和5年度 障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書

① 受験番号	※	試験区分	行政
(フリガナ) ② 氏名		③ 生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
④ 住所 (送付先)	〒 ー ー		
⑤ 連絡先	(1) 電話番号 (ー ー) 連絡先名【 】 (2) 電話番号 (ー ー) 連絡先名【 】		
⑥ 手帳等記載事項 (所持している手帳等について記入してください)			
身体障害者手帳	交付機関名	交付年月日	交付番号
	都・道・府	年 月 日	第 号
	県・市	(再交付 年 月 日)	
	障害名 (手帳の記載事項をそのまますべて記入してください)		等級
			級
	再認定年月日 (記載がある場合のみ)		
年 月 日			
療育手帳等	(注) 児童相談所等が発行した知的障害の判定書をお持ちの方は、下記の枠内に記入してください。		
	交付 (判定) 機関名	交付 (判定) 年月日	交付番号 (手帳のみ)
		年 月 日	第 号
		(再交付 年 月 日)	
	障害の程度 (総合判定)	次の判定年月 (記載がある場合のみ)	
	年 月		
精神障害者保健福祉手帳	交付機関名	交付年月日	手帳番号
	都・道・府	年 月 日	第 号
	県・市	(再交付 年 月 日)	
	障害等級	有効期限	
	級	年 月 日	

⑦ 試験成績の通知			
不合格となった場合、試験成績の通知を希望しますか。該当する箇所にチェックしてください。		☐ 希望する ☐ 希望しない	
⑧ 筆記・面接試験における配慮			
(注) 試験準備のために必要となりますので、必ずすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。	筆談	☐ 希望する	☐ 希望しない
	手話通訳	☐ 希望する	☐ 希望しない
	試験問題文（活字印刷）の拡大	☐ 希望する	☐ 希望しない
	マークシート以外（丸付け答案用紙）での解答	☐ 希望する	☐ 希望しない
	点字受験	☐ 希望する	☐ 希望しない
	音声パソコン (注) 身体障害者（視覚障害）の方のみ	☐ 希望する	☐ 希望しない
	補装具等	☐ 使用する ☐ 使用しない ↳ ☐ 車椅子 ☐ 杖 ☐ 文鎮 ☐ 拡大鏡（ルーペ） ☐ 補聴器 ☐ その他（ ）	
	その他、試験会場での配慮を希望する方は、具体的に記入してください。		
試験の準備のための連絡を取る際に、障害のため、電話ではなくメールでの連絡を希望しますか。希望する方は、メールアドレスを記入してください。 ☐ 希望する ☐ 希望しない ↳ メールアドレス（ @ ）			

以下の事項を確認し、 ☐ にチェックした上、氏名と確認年月日を記入してください。
☐ 本採用選考に合格し採用された場合、簡易な事務補助などではなく、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事することを了承しました。
☐ 上記の他、選考案内の記載事項をすべて了承の上、申し込みます。
☐ 選考案内に掲げてある受験資格をすべて満たしており、この申込書のすべての記入事項は事実と相違ありません。
☐ 受験資格を満たさない又は満たさなくなった場合、合格又は採用の取消及び無効、その他いかなる処分等を受けることに、異議ありません。
令和5年 月 日 氏名 _____
代筆可（代筆者氏名） _____

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 8月17日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 8月21日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第62号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第63号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第64号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第65号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第66号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第67号議案 農用地利用集積計画の決定について

第68号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課